

平成12年7月25日

日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領

1. 日本国政府は、無償資金協りに係る取決めに基づき日本国が供与する資金により行われる事業に必要な生産物又はサービスの調達のための契約のうち、別表「措置基準」各号の要件に該当する企業との契約については、別表に定める期間に行われた入札、契約関係手続きに基づいてなされた契約は、無償資金協りに係る取決めにいう適格な契約とは認めないこととする。
2. 別表にいう「ODA」とは、開発途上国の経済開発、福祉の向上に寄与することを主目的とした、日本政府もしくは政府実施機関による無償資金協力、技術協力、国連諸機関、国際機関への出資、拠出および政府貸付等で、グラント・エレメント（G.E.）が25%以上のものを言う。
3. 上記1. において企業が別表の各号の要件に該当することの認定については、日本国政府が客観的事実として確認した場合とする。
4. 上記1. において当該企業との契約を無償資金協りに係る取極にいう適格な契約と認めない期間（以下「措置の期間」という）については、別表に定める期間の範囲内で、日本国政府が決定する。
 - (1) ただし、日本国政府は、当該企業について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号の規定による期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、措置の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - (2) また、日本国政府は、当該企業について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の規定による長期を超える措置の期間を定める必要があるときは、措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
5. (1) 共同企業体について、上記1. の措置をとるときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該措置について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対する措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その期間内は、当該共同企業体の構成員との契約を無償資金協りに係る取決めにいう適格な契約とは認めないこととする。
 - (2) 上記1. の措置を受けた企業を構成員に含む共同企業体について、当該企業に対する措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その期間内は、当該共同企業体との契約を無償資金協りに係る取決めにいう適格な契約とは認めないこととする。
6. 日本国政府は、無償資金協りに係る取決めにいう適格な契約と認めた契約について、右認証後に当該企業が当該契約に関連して別表の各号の要件に該当することが確認された場合には、当該行為の内容および当該事業の進捗状況を考慮しつつ、右認証を取り消すことがある。
7. 日本国政府は、上記1.、4. および6.の措置をとることとしたときには、その旨を当該措置の期間とあわせ被援助国政府および当該企業に対し遅滞なく通報する。

(別表)

措置基準

1. わが国の ODA 事業に係る業務との関係で、刑法第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）に違反する行為を行った場合：2 カ月以上 12 カ月以内
2. わが国の ODA 事業に係る業務との関係で、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第 3 条（私的独占または不当な取引制限の禁止）又は第 8 条 1 項 1 号（競争の実質的制限の禁止）に違反する行為を行った場合：2 カ月以上 9 カ月以内
3. わが国の ODA 事業に係る業務との関係で、刑法第 96 条の 3 第 2 項（談合）に違反する行為を行った場合：2 カ月以上 12 カ月以内
4. わが国の ODA 事業に係る業務との関係で、被援助国政府、日本国政府、国際協力銀行、国際協力事業団およびその他の日本政府の指定する機関に提出する入札関係書類への虚偽の記載、粗雑業務、瑕疵、契約違反等の不誠実又は不正な行為を行った場合：2 週間以上 12 カ月以内
5. わが国の ODA 事業に係る業務との関係で、不適切な安全管理に起因する事故により損害を発生させた場合：2 週間以上 6 カ月以内
6. わが国の ODA 事業に係る業務との関係で、上記 1.~3.に記すわが国の法令の規定に相当する外国の法令の規定に違反する行為を行った場合：2 カ月以上 12 カ月以内